

## 令和 6 年度 軽自動車税(種別割) 税額一覧

○ 原動機付自転車 ・小型特殊自動車 ・二輪車※1

車種・総排気量		税率(年額) (平成 28 年度以降)
原動機付自転車	50cc以下	2,000 円
	特定原付(0.6kw 以下)	2,000 円
	50cc超 90cc以下	2,000 円
	90cc超 125cc以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
二 輪 車	125cc超 250cc以下	3,600 円
雪 上 車		3,600 円
小型特殊自動車	農耕用自動車	2,000 円
	農耕用以外の車両	5,900 円
二 輪 小 型	250cc超	6,000 円

○四輪以上及び三輪の軽自動車 ※1

車 種 (660cc以下)		平成27年3月31日までに 新車登録された車両		平成27年4月1日以降に新車登録された車両				
		最初の新車 登録から13 年以下	最初の新車 登録から13 年超 ※2,3	標準税率 (新税率)	R5.4.1～R6.3.31 新車登録車両 (軽課税率) ※4			
					電気自動 車等 ※5	ガソリン・ハイブリッド車 ※6		
						乗用:R2 基準+ R12 基準 90%達成車	乗用:R2 基準+ R12 基準 70%達成車	
三 輪		3,700 円	4,600 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円 ※7	3,000 円 ※7	
四輪 以上	貨 物	営業用	3,600 円	4,500 円	3,800 円	1,000 円	対象外	対象外
		自家用	4,800 円	6,000 円	5,000 円	1,300 円	対象外	対象外
	乗 用	営業用	6,600 円	8,200 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	8,600 円	12,900 円	10,800 円	2,700 円	対象外	対象外

※1 被けん引車(ボートトレーラー等)を含む

※2 令和 6 年度においては、平成23 年3月以前に新車登録された車両が該当となります。

なお、新税率の概ね120%の重課税率が適用されます。

※3 動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象外です。

※4 令和 6 年度においては、令和 5 年4月1日～令和 6 年3月31日に新車として新規登録した車両のうち、一定の燃費基準を満たす車両については、グリーン化特例(軽課税率)の対象となります。

※5 電気自動車および天然ガス自動車(ポスト新長期規制(ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制)から窒素酸化物 10%低減または平成 30 年規制に適合するもの)とする。

※6 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)または平成 30年排出ガス基準 50%低減達成車(★★★★)に限る。

※7 乗用・営業用が対象となる。

〔 裏面もご覧ください 〕

## 軽自動車税(種別割) について

- ・ 軽自動車税(種別割)は毎年4月1日に車を所有されている方に課税されます。  
4月2日以降に名義変更や廃車などの手続きをした場合、その年度の軽自動車税 (種別割) は、以前の所有者の方に支払い義務が生じます。
- ・ 車検証の「使用の本拠の位置」の自治体が課税します。  
大田市から転出した場合でも、車検証の変更手続きをしないままだと、大田市で課税を続けることとなります。
- ・ 車両の変更がなくても昨年度と税額が変わることがあります。  
〈新車で購入した車の場合〉  
一定の燃費基準を満たした車は、税額を軽減するグリーン化特例(軽課税率)という制度があります。この特例は、初年度分のみ適用されるため、翌年度以降は標準税額に戻ります。  
〈初度検査年月から13年を超えた車の場合〉  
重課税率(新税率の概ね120%)が適用されるため、税額が上がります。

問い合わせ： 税務課 市民税係 0854-83-8022、8023(直通)

## 軽 JNKS について(お知らせ)

軽 JNKS とは、軽自動車検査協会が軽自動車税(種別割)の納付情報を電子的に確認できるシステムです。令和5年1月からのシステム導入により、軽自動車の車検を受ける際に紙の納税証明書が原則不要となりました。

※二輪の小型自動車は対象外のため、これまで通り紙の納税証明書が必要です。

以下の場合、これまでどおり紙の証明書が必要となる場合があります。

- ・ 納付したばかりのため、軽 JNKS に納付情報が登録されていない場合  
(軽 JNKS への納付情報の反映は1週間～2週間程度かかることがあります。)
- ・ 中古車の購入直後の場合
- ・ 他の市町村から引っ越しした直後の場合
- ・ 対象車両に過去の未納がある場合

### 紙の納税証明書が必要な方は

市役所本庁1階税務課収納管理係または、各支所市民生活課で申請をしてください。申請には交付申請書、車検証または委任状(本人以外の場合)、申請者の本人確認ができるものをお持ちください。なお、納付された直後に申請される場合は、領収書も併せてお持ちください。郵送、メールでの請求も可能です。詳しくはホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。

問い合わせ： 税務課 収納管理係 0854-83-8027、8028(直通)